

社会福祉法人 山梨市社会福祉協議会山梨訪問介護事業所介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人山梨市社会福祉協議会が開設する山梨市社会福祉協議会山梨訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業(現行の訪問介護相当、訪問型サービスA)(以下、「訪問型サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の事業を利用する要支援者又は、事業対象者(以下、「利用者」という。)に対し、事業所の介護福祉士又は、介護職員初任者研修の修了者等(以下「訪問介護員等」という。)が利用者の居宅において入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たって訪問介護員等は、利用者の心身の特性をふまえて、可能な限りその居宅において、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活にわたる世話又は支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持または、向上を目指すものとする。また、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施にあたっては、利用者が要介護状態になることへの予防又は、その状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービス、居宅介護支援事業所(以下、「関係各機関」とする。)との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、常に提供するサービスの質の評価を行い、その改善を図る。

(事業の運営)

第3条 訪問型サービスの提供にあたっては、事業所の従事者によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山梨市社会福祉協議会山梨訪問介護事業所
- (2) 所在地 山梨県山梨市小原西1164番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 常勤職員 1 名以上

サービス提供責任者は事業所に対する訪問型サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問型サービス計画書の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 2.5 名以上 (管理者・サービス提供責任者を含む)

訪問介護員等は、訪問型サービスの提供に当たる。

(4) 事務職員 常勤職員 1 名以上

社会福祉協議会職員が兼務し、必要な事務作業を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの年末年始を除く毎日。

ただし、年末年始も必要に応じて、訪問型サービスの提供をおこなう。

(2) 営業時間 午前 8 時から午後 6 時までとする。ただし、窓口における受付又は

相談は午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(3) 営業時間外又は緊急時には、事業所専用携帯電話により、連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービスの内容)

第 7 条 事業所で行う訪問型サービスの内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 現行の訪問介護相当に関する援助

イ 生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯
- ③ 住居の掃除
- ④ 生活必需品の買い物

ロ 身体介護に関する内容

- ① 身体整容

(2) 訪問型サービス A に関する援助

イ 生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯
- ③ 住居の掃除
- ④ 生活必需品の買い物

(訪問型サービス計画の作成等)

第 8 条 訪問型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に訪問型サー

ビス計画を作成する。また、すでに介護予防サービス計画書又は、介護予防マネジメントケアプラン(以下「介護予防ケアプラン」という。)が作成されている場合は、その内容に沿った訪問型サービス計画を作成する。

- 2 訪問型サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付するものとする。
- 3 利用者に対し、訪問型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、サービスの実施状況を評価し、継続的なサービスの管理を行う。

(利用料等)

第9条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「山梨市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

通常の事業の実施地域を超えた所から、片道分1kmごとに30円

- 3 前項の費用の支払いを伴うサービスを提供する場合には、利用者又は、その家族に対して、事前に文書で説明した上で同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。
- 4 利用料の支払いは、現金又は、銀行口座振替により、指定期日までに受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、山梨市とする。

(衛生管理等)

第11条 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター又は、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第13条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ

適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用促進
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び結果の周知徹底

(身体的拘束等の適正化の推進)

- 第16条 事業所は、以下の規定に則り不当な身体拘束をなくし、高齢者の尊厳を守るものとする。
 - (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない
 - (2) 身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する

(損害賠償)

第17条 利用者に対する訪問型サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。